



月報

10

缶詰問屋協会

(44.10.31. No. 84 VOL. 8)

目次

10月の行事	1
チクロ特報	2
◇缶詰規格連絡協議会	4
日缶協、会員にチクロ使用中止を要望	7
◇食品加工団体チクロ問題懇談会	9
◇在京果実・規格合同部会	14
◇チクロ問題団体間打合せ	19
◇日缶協、規格技術合同委員会の経過	20
◇加工食品全国団体連絡協議会打合せ	22
◇果実・規格合同部会	23
チクロに関する米国FDA発表資料	25
米国に於けるチクロ問題の取扱いについて	26
チクロに関するFDAの命令	30
◇公正取引協議会常任理事会打合せ	31
◇内販みかん缶詰対策について	34
◇マツシユルーム缶詰は無漂白で製造	38
◇公正取引協議会常任理事打合せ	39
◇農村加工特産品の生産販売に関する講習会	42
◇(第12回)缶詰キャンペーン委員会	44
会員消息	48
関係団体報知	49

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京(273) 9 2 8 9 番

10月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
公正取引協議会常任理事打合せ	10月 9日	10.00～12.00時	日本製缶協	2 常任理事 他3名
(第12回) 缶詰 キャンペーン委員会	10月17日	13.30～16.00時	電 通	
規格連絡協議会	10月21日	10.30～12.30時	日 缶 協	15 団体 農林省担当官
在京果実・規格部会	10月23日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	15 名
農村加工生産・販売 に関する講習会	10月24日	14.00～	別府市鎌が浜 ホテル北泉	九州農政局主 催 浅井会長 講演
食品加工団体協議会	10月28日	13.00～16.30時	全国ビス ケット会館	25 団体
果実・規格部会	10月30日	15.30～17.30時	ルビーホール	22 名
チクロ問題団体打合せ	10月30日	10.30～12.30時	日 缶 協	11 団体
食品加工団体協議会	10月30日	13.30～15.30時	全国ビス ケット会館	20 団体
(日缶協) 規格技術委員会	10月30日	13.30～	日 缶 協	橋田部会長

11月の行事予定

チクロ問題団体打合せ	11月 4日	10.00～	全国ビス ケット会館	
蜜柑缶工組 技術研究会	11月 7日	13.00～	東洋缶詰 短大	浅井会長講演
静岡缶協内地部会	11月 8日	13.30～	静岡缶協	"
理 事 会	11月12日	14.00～	北洋商事(株)	

チクロ特報

去る10月18日、米国政府は合成甘味料チクロ（サイクラメート）の全面的な使用禁止を発表したが、この米国の禁止措置はたゞちに世界的に波及するところとなり、イギリス、カナダその他欧州諸国も米国の方針に追従わが国においても翌19日にはテレビ、ラジオ等がセンセーショナルな報道として取りあげ、食品業界はいまだ前例のないショックを浴びるところとなつた。

今回のこの米国の禁止措置に伴う報道関係、消費者団体等の積極的動きを重視した農林省は缶詰をはじめとする各食品加工団体に自主的な使用中止を要望、各業界は前向きにしかも自主的に使用中止を取り決め、寧の重大事態に陥らないよう政府行政の適切な措置に期待をかけた。しかしこの間における業界の真摯な陳情も希望も効なく結果は事前予告もおかれず、また猶予期間についても十分なる配慮がなされないまゝ厚生省はついに10月29日の衛生調査会の答申をうけいれ、同日、斎藤厚生大臣は米国同様チクロの全面的な使用禁止を発表、11月5日告示、11月10日禁止。

猶予期間は清涼飲料水については45年1月31日まで、

その他の食品は45年2月28日までという厳しい措置がとられた。

この禁止措置により銜詰業界、なかんずくその販売部門は多大の損害を蒙るところとなつたが、全銜協としてはこの重要局面に対処するため関係団体と緊密、緊急な連絡を図り、今後いかにして損害を最少限にとどめるか、その対策、要望事項等を慎重に協議してきたが、こゝに現在までのチクロ禁止措置をめぐる全銜協の活動状況につき各会議の内容を追い「チクロ特情」としてお伝えしたい。

缶詰規格連絡協議会

日時	昭和44年10月21日 10.30～12.30時		
場所	日本缶詰協会 会議室		
議題	チクロ問題に関する件		
出席	農林省 消費経済課	松月典昭	係長
	園芸経済課	五百蔵	係長
	水産庁 水産課	今井	係長
	"	湊	係長
	日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合	渡辺正雄	専務理事
	日本水産缶詰輸出水産業組合	塚原慶悟	"
	日本農産缶詰工業組合	山内正雄	"
	日本製缶協会	阿江伸三	"
	日本食肉缶詰工業協同組合	淵義愛	"
	日本缶詰輸出組合	石井仁一郎	"
	全国トマト工業会	岡部	氏
	日本蜜柑缶詰工業組合	井原信治	氏
	日魯漁業株式会社	手塚	氏
	"	倉橋	氏
	帝北食糧株式会社	小泉武雄	氏
	紀州食品株式会社	堀口晃	氏
	日本缶詰協会	隅野勇	専務理事
	"	平野孝三郎	常務理事
	"	東峰勝雄	"
	"	井上忠三郎	氏
	"	渡辺麟太郎	氏

全国缶詰問屋協会	橋田春男	氏
、	安田銀次郎	氏
、	高崎康二	氏
、	北田久雄	専務理事
日本缶詰検査協会	鈴木輝男	常務理事

※ 協議会討議の概要

10月19日(日)各日刊紙、テレビ等の報道機関により、米国でチクロが全面禁止となつたことが大きく報ぜられこのマスコミ報道によつて行政官庁は早急に決断をせまられるような状勢となり、また当業界にとつても最重要問題とし緊急協議すべく、まず缶詰関係団体の専務理事で構成する缶詰規格連絡協議会を開催、農林省、水産庁の担当官を交えて情報、意見交換を行なつた。

1. 国内でのチクロ使用量について

米国で禁止となつたチクロの日本国内生産量は約8,000トンと伝えられているが、41年度の年間使用量は次の通りである。

パン、菓子類	2,550トン
清涼飲料	1,000トン
粉末飲料	1,200トン
冷菓	855トン
缶詰、罐詰類	686トン
その他	817トン
以上合計	6,558トン

従つて全体の1割程度を缶詰が使用していることになる。なお昨年の生産は約8,000トンで、うち1,000トンを輸出している。

2. チクロは使用しない方向で検討

この連絡協議会は意見交換の場であるが、出席者の殆んどの見解としては今後チクロは使用しないことが望ましいとの発言であり、一応この方向で各団体がそれぞれ検討することになった。なお日缶協ではチクロを使用しないよう早急に会員に対して文書を送付したい旨報告があつた。

3. チクロの使用中止の発表は慎重に

これからの人甘物にチクロの使用を止めるということはよいとして現在市場にあるものまで影響することは一番問題となる点であり、従つてチクロをやめるという表現の仕方が問題となつてくる。

マスコミの報道によつて消費者はチクロ＝有害と判断するだろうが現在チクロの量が果してどの位で人体に害を与えるのか解明されていない。また併用品もわれわれとしては一応政府の認めたJASで製造してきたわけである。ここで一つの世論に左右されてアメリカに追随するのかどうか、今後の問題にもなつてくる。現在流通している併用ものをやめるということはなんらかの支障を招く恐れがある。何等かのかたちでやめていくことはよいがいきなり併用廃止ということであつては、今後新しい商品開発が出来なくなる。チクロ問題は過去製造したものとこれからのものと完全に区分しなくては流通面で支障を来す恐れがあり、この点十分な注意が必要であるとの全缶協側からの発言があつた。

4. 関係官庁担当官の意見

協議会に出席した各担当官は次のような見解を述べた。

〔農林省消費経済課〕

「農林省としても部内で協議をしたが農林省も厚生省もいま結論を出すことは出来ない。現在は厚生省からチクロ問題の経緯のデータを入手

するといった状況で、それによつて行政指導をやるような心構えである。缶詰は流通期間が長いので禁止となれば混乱を招きかねないのでチクロを使用しないという方向で業界がいまから自主的にやつてもらふことはよいことだと思ふ。

かつて主婦連の全糖問題でマルチンが取りあげられ販売禁止となつた事例もあり、その時の措置をいまからとつておくことは必要だと思ふ。」

〔農林省園芸経済課〕

「さきほどからの話の空気では缶詰業界は自主的にやめるべきであるとの意見であつたと思ふ。もし禁止となればやはり全面的に回収となる。従つてまへもつて使わないという姿勢を示すべきであり、今日の話の内容は帰つて課長に報告したい。できるならば缶詰業界として早目に手を打つてもらいたい。」

〔水産庁水産課〕

「私が感じていることは厚生省のいい分は添加物の使用基準として①有毒でないこと②有用であること③適当であることの3つを原則として使用許可されており、この3原則によつて使われている。アメリカにしても有毒と認めた以上は日本も禁止することは火を見るよりも明らかである。法律的に猶予期間の問題があるが缶詰だけ特に延ばすことは過去にもなかつた。いまのうちに自己防衛策をとつておくべきだと思ふ。」

日缶協、会員にチクロ使用中止を要望

日缶協では10月21日の缶詰規格連絡協議会の方針にしたがい会員に対してチクロ使用の自肅を文書により要望した。

会 員 各 位

社団法人 日本缶詰協会

会長 田 上 東 稔

拝啓 いよいよご清栄のことおよび申し上げます。

米国におけるチクロ（サイクラミン酸ナトリウム、サイクラミン酸カルシウム）の使用禁止にともなう今後の方針について

すでにご高承のとおり、18日付新聞報道により米国では、かねてからその毒性について問題となつておりましたチクロの使用について、発ガン性の疑いがあるとして今後全面的に禁止することとし、来年2月1日までにチクロを使用したすべての製品を市場より回収する方針を決定しました。イギリス、カナダ、その他欧州諸国でも米国の方針に追随し、禁止にふみ切ることが伝えられています。

さて、わが国でも、厚生省では来週早々食品衛生調査会を開催して検討をすすめる模様であり、一方斎藤厚相も、米国側資料で危険が確認されれば、わが国でも使用禁止の措置をとらねばならない旨の見解を公表しており、農林省当局よりも非公式ながら、業界の自主的な使用中止について強く要請されております。

つきましては、みかん缶詰の製造シーズンを目睫にひかえていることもあり、今後使用禁止の方針が決定した場合猶予期間経過後の市場在庫品の回収にもとづく混乱をさけたいと存じますので会員各位におかれてはチクロを一切使用しないよう要望致します。

本件につきましては近日中関係委員会を開催の上決定いたす所存であります。

すが、とりあえずご連絡かたがたお願い申し上げます。

敬 具

二 伸

1) チクロは次のような商品名で売られていますがこれ以外に多くの複
合甘味にも使用されている故合成甘味料については注意願います。

サンシュガロン、シクロゲン、シュガロン、サトミン、サトダイ、
アマカツ、アマチヤン、アマイン、アマツクス、アマトツブ、ア
マミゲン

2) しょうゆ、みそなどにもチクロが使用されていることがありますの
で購入に際しては分析するなり、含まないことを証明する文書をとつ
た方が安全です。

食品加工団体チクロ問題懇談会

日 時 昭和44年10月28日 13.00～16.30時
場 所 全国ビスケット会館 8階
港区新橋6～9 TEL 433-6131
主 催 食品加工全国団体連絡協議会
内 容 チクロ問題に関する食品団体打合せ
出 席 全国清涼飲料工業会
全国冷菓アイスクリーム工業組合
全国乳酸菌協会
全国蒲鉾協同組合
全国名産菓子協同組合
全国油化工業協同組合
全国ビスケット工業協同組合

全日本カレー工業協同組合

全国パン工業会

全日本菓子工業協同組合

全国トマト工業会

マヨネーズ協会

日本ソース工業会

日本ハム、ソーセージ工業協同組合

日本アイスクリーム協会

日本佃煮工業協同組合

日本スープ協同会

日本パン工業会

日本粉末飲料協会

日本乳製品協会

全国漬物協会

全国飲用牛乳協会

○ 全国缶詰問屋協会

橘田、広田、高崎、安田各氏、中沢

○ 日本缶詰協会 東峰 常務

○ 日本製缶協会 阿江 専務、山崎 事務局長

以上 25 団体

〔農林省側〕

消費経済課 下事務官

企業課 總積事務官

※ 懇談会の概要

この会合は食品加工団体協議会の呼びかけによりチクロ問題に関係する各団体

が集まり真剣に討議したものであるが、結局協議の要点は現在市中に出回っている商品をどう処置するかに焦点がしぼられた。各業種によつてそれぞれ流通期間には相違があるとしても食品業界が同一歩調でチクロ問題に対処していく姿勢が示され、食品衛生調査会に全員で陳情にこのことの強硬意見も出された。しかしこれはマスコミに取りあげられ逆にマイナスの結果になる危険性が強いとして止めることになり、29日開かれる食品衛生調査会の結果を待つことにし、その発表の如何によつてもし回収命令ともなれば食品業界は1兆円にもものぼる損害を蒙り、倒産する企業も出てくることから、国家補償の請求を行なうべきであるとの意見が強く調査会での結果によつてまた食品業界団体会合を開き、同一歩調で対処していく姿勢を示すことになった。

1. 経過措置について

現在の方向では2〜3カ月後に回収となるとの予想が強い。仮にこれが半年延びたとしても、これだけマスコミが取りあげ消費者の関心が強くなるとチクロ使用の製品は従来のような消費は期待出来ず猶予期間内に消化しきれないと見るべきであり、当然回収しなければならない事態になる。現在法のもとにつくられた正当な食品でありながら業種によつては何百億円にもものぼる損害となり、これは食品業界がどうしても納得できない点である。猶予期間が何カ月という問題ではなく、その製品が完全に消費されるまでということを進めなければならないとの見解に立ち、その方向で推進していくことになった。

なお農林省下事務官の見解では業界が猶予期間後に回収という表現を使うことは誤解を招く恐れがあり、経過措置という表現がよいとの意見であった。

2. 農林省のマスコミ発表について

28日の各新聞朝刊に1面トップ、あるいは2面トップといつたかたちで

大きく報道され業界が自主的にチクロの使用を禁止したというニュースであるが、まだ厚生省が何等意志表示していない段階で、いち早く農林省から業界の自主的中止が発表されたことにつき不満の声もあつた。

〔日缶協東峰常務の発言〕

缶詰は非常に長い期間市中に存在するものでありこの問題が出て急遽21日会合（缶詰規格連絡協議会）を開きその方針に従つてチクロの使用を止めるよう会員への徹底を図つた。27日からは連日農林省、厚生省に出向き、缶詰はシーズンのものであり桃缶の生産が終了したばかりでまだ数百万%の人甘物が残つている。またみかん缶詰は製造シーズンを迎えているという実状を訴えた。厚生省は現在世論におされ何等かの措置をとらなければならない状況にあり、調査会の結論は早く出るであろうと見ている。現在チクロ使用の缶詰は市中在庫、問屋、パツカー手持ちがあり500億円に近い金額となり、これが回収ともなれば缶詰は中小メーカーが多く倒産問題も起きるので、できれば消費するまでということに連日お願いしている。今日も午前中に会議を開き（消費拡大委員会）アメリカのデータのみで決定されては困る。やはり日本の食生活から検討していただきたいと午後から手分けして農林省、厚生省にお願いにいつているが、ここで業界が同一歩調でお願いしてはどうかと考えている。また共同声明が出せるものならばまた消費者にアピールできるのならそれをどうするかをお諮りしたい。

〔全缶協橋田部会長の発言〕

国家の法律に従つて現在まで製造販売してきたものであり、これによつて大きな損害を受けるということであれば当然国家の補償があつてしかるべきであり、食品業界が歩調を揃えて進めていただき場合によつては訴訟を起してもよいのではないかと考えている。またアメリカが禁止となつたということだけでなくチクロの毒性基準を明確にして欲しい。業界の一部では自

分だけよければよいという考えで回収するといった宣伝を行なっているが、これらは食品全体に悪い影響を与えるもので敵につつまむべきことで業界が同一歩調を取るよう提案したい。チクロ使用といえどもその殆んどがJASマークをつけておりいうならば国家が品質の保証をしたものであり、この点を農林省も考えて特別のご配慮をお願いしたい。もし回収ともなれば市場は混乱し大きな社会問題となる。

〔全国漬物協会の発言〕

国の行政に対して抗議したい。漬物は缶詰同様保存が長く、下漬の段階で約1年要する。ズルチンが駄目になった時点でチクロは大丈夫かと念を押したが、その時にアメリカはアメリカ、日本は日本の法律があるということであつた。嘘をつかれた感じを持つており釈然としない。農家も莫大にタクワン漬を生産しておりこの面からも行政の欠陥といえると思う。

〔農林省事務官の発言〕

下事務官からチクロ問題に関する経過と、この問題に関して農林省がとつた一連の対策についての説明があつたが、マスコミの報道については、「農林省がどうこうしたという問題でなく世界的にいえることだがチクロに対する空気が異常なまでに高まり食品がその焦点になつており、特に添加物は疑わしいものは禁止の方向でアメリカでは進めている。アメリカ一國であればよいが英国その他のヨーロッパ諸国も追随することになつた。おそらく厚生省としても追試をするということはいつていられない段階にきている。しかし現実的に重大な影響をもたらすので経過措置については農林省としては厚生省にはつきりした態度で折衝を行なつている。発表の仕方がおかしかつたというご意見であるが、いち早く食品業界がチクロ使用禁止ということ公表したことによつて業界の態度がよいという印象を与え、これから起る回収期間の扱いにしても世論形成上もよかつたのではないか。今後食品業界の発展のためにも結論として間違つていないと思う」

〔穂積事務官の発言〕

チクロ問題は一種の公害のようなものである。法の上での平等の原則に従いチクロと他の物との毒性の比較をして政府の責任なりを追求するのも手だと思ふ。農林省は現在食品業界の結束を固めるための組織づくりを考えており、加工業者、原料提供者が参加して「食糧産業センター」といつたことで大蔵省の予算をとつた。構造改善なども行ない包括的な業界の自主的な社団法人をつくる。農業者団体、加工団体、大手メーカー、問屋の会員組織でセンターの仕事をやつていこうという構想であり、職員15人位人件費は会費でまかなつていくが事業費は国で出し初年度は2億5千500万円位を見込んでいる。正式に農林省がこの構想でやることになればみなさんにバックアップをお願いしたい。

在京果実・規格合同部会

日 時 昭和44年10月23日 13.30～15.30時
場 所 北洋商事(株) 7階会議室
議 題 チクロ問題に関する件

※ 部会討議の概要

この合同部会は10月21日急遽開催された缶詰規格連絡協議会(各缶詰団体専務理事で組織)に農林省消費経済課、園芸経済課、水産庁水産課の担当官も出席し意見交換を行ない、その結果協議会の姿勢として今後自主的にチクロは使用しないとの方向が示されたことにより缶詰協はこれに基づいて検討すべく緊急在京合同部会開催となつたものである。この席に農林省消費経済課松岡課長補佐をオブザーバーとして迎え、農林省としての考え方、厚生省のこれから

予想される措置等につき説明があり、また在京部会員によりチクロ問題、その他の合成甘味料の問題、流通面に及ぼす影響等について真剣な討議がなされ、チクロによる製造は行なわないとの方向で話し合いさらに30日開催の果実、規格合同部会に諮つたうえで全缶協としての対策を講ずることになった。

1. 缶詰規格連絡協議会の経過

北田専務から10月21日開催の缶詰規格連絡協議会で今後チクロによる製造は中止していく姿勢が示されたことにつきその経過報告を行なった。また次いで22日農林省消費経済課松岡課長補佐に日缶協隅野専務、全缶協北田専務の2人が呼ばれ農林省見解の説明を受けた件につきそのあらましを部会員に伝えたが農林省としては①できるだけ早いうちに缶詰業界はチクロの使用を自主的に中止することを公表した方が得策である②チクロの使用禁止はもはや避けられない情勢にあり業界は先手をとって対処した方がよいとの発言要旨を説明した。日缶協は会員に対してチクロを使用しないよう要望書を送付する旨の報告を行なったが、全缶協は23日に検討を行うため全缶協としての結論はそれまで待つて欲しいこと。特に流通面での影響が大きいためマスコミへの発表は十分注意してほしい旨の要望を行なった。しかし結果としては一部当日の夕刊、特に翌23日のテレビ、ラジオ、朝刊紙に大きく報道された。

2. 当面のみかん缶詰について

22日みかん缶工組理事会で新物からチクロは使用しない方針が決定されたが併用の糖度を13°に引上げること、従来通りサイズ物の全面JAS受検とさらにブローケン意匠統一が再確認された。しかしここでチクロを使用しないことによつて全面的JAS受検の足並みが乱れないかとの懸念が持たれる。仮に13°の砂糖のみによる製品がつくられた場合にJAS検査は受けられない。表示の面で全糖(全糖は16°)とも示せない。そ

うかといつて合成甘味料添加ではない。JASを受検しない場合にいろいろなケースが考えられる。またブローチンを全糖で製造した場合にやはり統一意匠にしなければならないものか等問題点が提起されたがみかん缶工組とも十分連絡をとり、正式な部会の開かれる30日迄にデータを整えておくことになった。

3. 合成甘味料の製品について

これだけ大きくマスコミに報道されたので消費者は合成甘味料＝チクロという観念が強く、合成甘味料添加の表示のある製品は今後市場で歓迎されなくなることは明らかである。サツカリンナトリウム＋砂糖の製品はコスト的にも高く、味の点からも砂糖の比率が高くなる。従つて製造面からいつても妙味が薄い。それに加えてアメリカでもサツカリンに関する調査を行なつており、いつ人体にとつて有害であるということにもなりかねない状況であり、いまずぐに併用品は製造しないということには踏み切れないにしても徐々に全糖の方向に行くものと考えられる。しかしことしは空缶在庫（みかん缶詰約100万缶）があるといわれる。また合成甘味料添加の表示に関しては（砂糖、サツカリンナトリウム使用）と表示したらどうかとの意見も出されたが、現行の公正規約では「合成甘味料添加」の表示に統一しており、みかん工組も他の表示は使わないことに決定した。

4. 流通面における影響

缶詰の特殊性から流通段階では市場より製品が姿を消すまでには相当長期を要する。使用禁止はよいが販売禁止、あるいは回収命令といったことになるのが一番大きな問題であり、出来るだけ長期の猶予期間が必要だし、そのための働きかけを強力に進めるべきだとの声も聞かれた。また今後こ

れを契機として一般消費者、販売店からの返品が十分予想されるのでこれに対して個々に応答するよりもあらかじめ全缶協なり缶詰協会なりの統一見解を示してもらふことはどうかとの意見があり、またこうした問題は表面切らずケースバイケースで処置した方がよいとの意見も出された。いずれにしても余り刺激を与えないように静かに時をかせぐ方が得策ではないかとの意向が示された。

5. 農林省松岡課長補佐の発言要旨

「チクロ問題に関する現状を説明したい。アメリカのFDA（日本でいう厚生省）でチクロを無制限に許可していたリストからはずし、10月18日付で使用禁止となった。ただし医薬品は別であるが一般には使用できないことになり、飲料関係は45年1月1日から市場に置いてはいけないし、その他は2月1日までとなつている。

日本にはアメリカ大使館を通じて厚生省、農林省に外電が入つた。何故使用禁止となつたのかを申しあげると、以前は多量にチクロを飲食すると妊産婦の場合奇形児を生むとされていたが、つい最近発癌性が認められたと報道されたことによる。その根拠についてはアメリカ当局にお願いして航空便で資料を送つてもらふことにしており、いまそのデーターの到着待ちとなつている。それが着き次第食品衛生調査会にかけてそのうえで禁止するかどうかを決定することになつている。農林省がどう考えるかは閣議で農林大臣の見解を述べることになつている。チクロ問題をどう判断するか部内でも検討した。いま国立衛生試験所で実験を行なつているが悪い傾向のデーターばかりでよい結果はなかなか出てこない。アメリカでの使用禁止もあり、いまの消費者は少なくとも疑わしきものは認めないという姿勢であり、消費者団体、社会党、公明党などが強く訴えてきている。チクロの禁止ないしは使用制限は近い将来必ずあると予想した方がよく、厚生省も

やはりそうした考えであり、いまのうちに対処しておいて決して間違いはないと思う。これは厚生省、農林省の統一見解である。いまの状況から判断して特にチクロを使わなくても代替品のサツカリンナトリウムがあり、缶詰には砂糖といったものがある。いまのうちに回収という恐れのある製品を製造しておかない方が得策だと考える。缶詰は消費まで2～3年かかるのが常識であり、なおのこと影響が大きいわけでの意味から日缶協、全缶協に早く止めるよう指導申しあげた。その他の業界も新聞に出ているように昨日禁止を決めている。このように業界独自で使わない方向にしようという決議ないし取り決めを行なっている。昨日北田専務に使わないと声明しておくことがよいといった意味のお願いをしたわけだが、このまま放置しておくとは毒物〇〇とかいわれてしまう。いずれにしても業界が使用を止めたと発表しようがまた黙つていたとしても排除されてしまうのではないか。ここで発表しておいても売れ行きには大差ないと考えたい。このまま黙つているとむしろ業界は態度が悪いということになる。新聞記事は缶詰だけでなく使われている面ではすべての食品が対象であり、缶詰だけの問題ではない。缶詰以外は2～3カ月で市場から消えていくが缶詰は長く存在するわけで、猶予期間がまた問題になつてくる。こうした問題をできるだけ長くして欲しいとか、回収期限が切れてからも市場に出回つていたために頭から叱られることよりもいまのうちに手を打つておくことがよいと思う。人甘で残されているものにサツカリンとサツカリンナトリウムがあるがもしサツカリンが駄目となればサツカリンナトリウムも駄目となるのでこの点誤認されないようお願いしたい。サツカリンについては将来安全とは限らない。ここで缶詰はよいものをつくるといった姿勢でのぞみそれに見合うコストアップを考えていただきたい。とりあえずサツカリンでの製造といったように安易に考えない方がよいと思う。昨日みかん缶工組理事会があり、後藤理事長にチクロの追放をお願いし、サツカリンにつ

いても問題がないわけではなくサツカリンの併用はなるべく避けていただきたいとのお願いをしたところできるだけ自主的に全糖品をつくっていくが全体の審議の過程で一週に全糖にもつていくことには問題が多く、併用はつくるがチクロは使わないことに決定したいとのことだ。なお従来チクロ+砂糖10°であつたがサツカリンナトリウムでは甘味が少なくJAS合格に疑問があるとしこれは18°とすることとなつた。以上が業界なり政府の考えについての状況のあらましである。」

以上が松岡課長補佐の説明のあらましであるが、全缶協としては文書上での声明は避け、日本缶詰協会が各パツカーに通知した文書をもつてそれに代えることで話し合いがなされた。

チクロ問題団体間打合せ

日 時 昭和44年10月30日 10.30～12.30時
場 所 日本缶詰協会 会議室
出 席 蜜柑缶工組、農産缶工組、鮪輸水組水産缶工組、食肉協組、
日缶協、全缶協、醤油協、漬物協、トマト工業会、全清飲
以上 11団体
内 容 チクロ問題に関する今後の対策について

※ 団体間打合会の概要

この打合会はチクロを使用している保存食品団体が緊急に集まり今後の対策について協議したものである。その結論としては機会をみて次の要望を行なうことを話し合つた。

1. 今回チクロ使用禁止の際とられたような予告なしの措置は、食品工業存立

上にも重大問題であるから、今後食品添加物の禁止を行なう場合は事前に十分な準備期間を設け、業界に混乱を招くが如きことなきよう慎重な配慮を要望する。

2. チクロ添加在庫製品が猶予期間中、円滑に捌けるようにするため、農林、厚生両省へ、マスコミ消費者に対しチクロ使用製品が不当な評価をされているのでこれを緩和、修正するよう要望する。
3. チクロを使用していないというPRや製品の回収に努力しているような行動は販売面に混乱を招くので自粛するよう申し合せる。
4. その他砂糖消費税軽減、税制上の特別措置などについても陳情していこうという話し合いがなされた。

日缶協、規格・技術合同委員会の経過

日缶協では10月30日午後1時半から日缶協会議室において規格、技術合同委員会を開催し、委員33名、全缶協からは橋田規格部会長が出席し、次の方針を決定した。

1. 併用印刷缶を全糖製品に転用するための表示の抹消・訂正について

つぎのいずれかの方法により転用する。

- (1) 全糖レーベルを、併用印刷缶の表示を抹消しないでそのまま貼布する。
- (2) 「全糖」および「内容総量00g、固形量000g」を表示したステッカーを、併用印刷缶の「合成甘味料添加」の文字の上に貼布する。内容総量および固形量の表示は抹消しない。

注：以上2点につきその後農林省、厚生省に要望したところ諒承された。

2. 合成甘味料に関する表示について

つぎのような表示は、販売面の混乱を招くおそれがあるので一切表示しないこととする。

- (1) チクロを含んでいない (その他類似の文言)
- (2) サツカリンを使用していない(")
- (3) 合成甘味料を使用していない(")

すなわち、サツカリン使用の場合、従来通り「合成甘味料添加」と表示する。

魚類缶の場合であつて「合成甘味料添加」の表示を抹消しないで、トップに「合成甘味料を使用しない」旨の表示を希望する向もあるが、表示しないこととする。

「合成甘味料添加」の表示を抹消しないで、無添加品を詰めることは止むを得ない。

3. 新旧製品の区別について

カートンに新旧の別を示す記号を表示する。

4. 旧製品(チクロを含むもの)の回収について

2月末日までの経過期間中に極力消化するよう努力し、3月1日以前の自主的な回収は行なわないこととする。

5. 全糖の現行基準以下の糖度のライトシラップ製品の規格制定について

たとえばみかん糖度13°(人甘無添加品)、みつ豆糖度17°などのライトシラップ製品の規格化については、国際食品規格に準じて検討を早急にすすめるが、現状では全糖の表示は認められない。

加工食品全国団体連絡協議会での打合

日時	昭和44年10月30日	13.00～15.30時
場所	全国ビスケット会館	
主催	食品加工全国団体連絡協議会	
出席団体	全缶協外20団体	

※ 打合の概要

10月28日の打合会では29日の食品衛生調査会での結果によつて再び会合を開き話し合うこととなつていたが、この日の打合会では農林、厚生両大臣に陳情を行ない、また国家に対し損害補償の請求を行なうべきだとの強い意見がだされた。

1. 政府に対する陳情

今回のチクロの使用禁止は食品工業の存立に関する問題であるので食品添加物の禁止を行う場合は事前に十分の準備期間を設け業界に混乱を招くことのないよう慎重な配慮を強く要望する。

2. 補償に関する件

各業界の事情も異なるので、次回の会合時に資料を持ち寄り検討する。

3. チクロ製品の販売について

各団体とも消化することに努める。

4. 消費者に対するPR

チクロを使用していないと言う如きPRは販売面の混乱を招くおそれがあるので一切自粛する。

5. そ の 他

砂糖消費税の軽減税制あるいは金融措置等については次回の会合時に検討する。

果実・規格合同部会

日 時 昭和44年10月30日 15.30～17.30時
場 所 鉄道会館ルビーホール12階
議 案 1 併用品規格(チクロ問題)に関する件
2. 新物みかん缶詰に関する件
3. そ の 他

※ 部会討議の概要

この果実・規格合同部会は10月23日チクロ問題に関して緊急に在京果実規格部会を開催し検討を行なった内容につきさらに全缶協としての姿勢を話合うため合同部会を開催したものである。

1. チクロ問題に関する件

チクロ問題に関して10月21日缶詰規格連絡協議会、10月28日全缶協在京果実・規格合同部会、さらに10月28日食品加工団体チクロ問題懇話会、10月30日日缶協規格技術委員会、チクロ問題団体間打合せ、加工食品全国団体連絡協議会、と相次いでの会議を開催、真剣に対策を協

議してきたが問題の厚生省食品衛生調査会が10月29日開かれその結果はたちちに厚生大臣に答申された。厚生省はこの答申をもとに11月5日に告示、11月10日から使用禁止。猶予期間は2月28日迄の線が確定となつたので、全缶協の姿勢について慎重に検討を行ない、猶予期間の延長、国家補償、回収の問題等活発に意見交換。今後の方針としては現時点における最善の方法として2月28日までに全量消化につとめ、販売に全力を注ぐこと、売り先には3月1日以降の製品については責任を持つて処置する姿勢で販売に協力願うこと。また出来るだけこの期間内に消化に努め、損害を少なくしておくことが先決であるとの方針がだされた。3月1日以降の問題については年明け後、消費者、マスコミ等が冷静になつてくるのを待つてさらに具体的な対処策を話し合うことになつた。

なお11月12日さらに理事会で今後の対策につき協議を行うことを決定した。

2. 新物みかん缶詰について

缶詰業界はいち早く、チクロでの製造を自粛することを申し合せたが、一方蜜柑缶工組ではみかん缶の併用についてサツカリナトリウム+砂糖13^gにすることに同組合理事会で決定した件につき意見交換を行なつた。しかしサツカリナトリウムは苦味が強く商品として不向きであるといわれ、また、日缶協の規格、技術合同委員会の見解でもチクロ、ズルチン、サツカリナトリウムは同一に考えた方が無難であるということから態勢は全糖での製造の方向に行くものと見られる。ここで問題となることは蜜柑缶工組が打ち出しているサイズ物の全面JAS受検の問題である。全缶協はこれと同一歩調で進めてきたが、チクロ問題の提起により「合成甘味料添加」の表示のある印刷缶の残缶に全糖製品を詰める場合にレーベルを貼らなければならない、この残缶での製造についてはJAS受検をしなく

てもさしつかえないこととしたいむね一応蜜柑缶工組に連絡することになった。糖度13°の全糖製品については全糖の品質保持の面からも乱造を防ぐ意味からも規格通りの16°物の製品をつくっていくことを申し合せた。

チクロに関する米国FDA発表資料

11月10日よりチクロの使用は全面的に禁止となりしかも加工食品類の猶予期間は45年2月28日までの4カ月間しか認められないため、従つてこの期間内に流通業者はチクロ使用の製品は全量販売完了するべく全力を注ぎ、出来る限りその損失を軽微に止めるよう努力しなければならなくなつたが、このチクロについては問題を提起した米国FDAにおいてすら試験結果に大きな疑問があるとされており、事実米国衛生省のR.H.Finch長官は「合成甘味料を含有する食品類を店頭から取り除かねばならない程の危険性は全くない」と述べ、また保健科学局のエルド博士は「チクロの使用が人体にガンを発生させたということを立証する証拠は何もない」と語っている。

これは定評ある米国業界紙ワシントン・フード・レポートで報ぜられたもので、ここにその貴重な資料が入手されたので、次にその全文を掲載したい。この資料は今後の販売に当り、過大報道され、不必要な不安を抱かれている点につき、参考となるので取引先等に啓蒙ご利用いただき猶予期間中までに消化を図られるようご協力願いたい。

米国に於けるチクロ問題の取扱いについて

(以下は米国に於ける最も正確な情報を提供すると定評ある業界誌

"Washington Food Report(American Institute of Food Distribution Inc)の10月25日付関係記事の抄訳である。

○サイクラメイト(チクロ)について

食品販売に関係する人々の質問に答えるために先づ第一に言わなければならぬことは合成甘味料を含有する食品類を店頭から取除かねばならない程の危険性は全くない、と言うことである。

この事実は保健、教育、衛生省のR.H Finch 長官が先週土曜(10月18日)記者会見を開きチクロを安全無害な食品添加物リストからの除去を発表したその席上で明瞭に述べた所である。Finch 長官は又此の長官命令はチクロを含有するソフトドリンク食品類或は処方箋なしで売れる薬品が市場から全部無くならなければいけない等とは要求するものではない。此種製品は健康上それらを必要とする人々例えば医師にかかっている糖尿病患者、肥満者等には買いたい時には手に入る様にする、ことを強調している。

Finch 長官と記者会見に同席した保健科学局の局長代理 J. L. Steinfeld 博士は「チクロの使用が人体にガンを発生させたと言うことを立証する証拠は全くない、又チクロの使用によるごく稀な皮膚過敏症が認められる他は小児の不具化とか其他人体に異常を起すと

言う証拠は何もない」ことを其の席上で述べている。

Steinfeld博士は保健、教育、衛生省発表のよつて来たる所を説明したがそれによるとネズミの生きている間中、大量のチクロを投与した結果起きた膀胱腫瘍 (bladder tumor) の臨床例が10月14日に彼の手許に報告された。此の報告はヒヨコ或はネズミ (染色体関係の研究) を使つて行われた従来の実験とは無関係である。

10月14日以前に Finch 長官及び FDA (食品薬粧局) コミッショナーの Ley 氏が出したステートメントは其の時点に於いて科学的データを基礎とした科学的な意見の綜合を正しく反映させたものであつた。

全米癌予防協会の U. affristti 博士から Abbott Laboratories がチクロについて重要な新しいデータが出たことを連絡受け Steinfeld 博士は此のシカゴ所在の全米第一の人工甘味料メーカーと会見した。以下は彼の言葉である。

「Abbott Labo の研究者達は、ウイスコンシン大学が1969年6月発表した研究資料を再検討したが其の資料によれば20%のソデイウム サイクラメイトを含んだペレット状のコレステロールを二十日ネズミの膀胱に注入した所膀胱腫瘍の顕著な増加が見られた、と言うもので、腫瘍は16ヶ月間二十日ネズミを実験に使用した後発見されたものである。然しその実験方法は議論の余地があり発見の大きな意味は不明である」

同時点で Abbott Labo は1967年5月から始められた長期間に渉る毒性実験が行つていたが此の実験は本来チクロとサツカリンの混合を長期間投与した場合肝臓、腎臓、或は血液に毒性が生ずるか如何かを研究するものであつた。

前述のコレステロール注入実験のデータに基き Abbott Labo グル

ープは全米癌予防協会とF D Aの依頼もありネズミの膀胱の生物組織学的研究に焦点を合わせることを決定した。

此の実験の完了を待つて実験に使われたネズミの膀胱についての特別研究が行なわれたのである。

此の実験の概要は10月14日附でAbbott Labo から私の手許に提出されたが私は直ちに全米癌予防協会のエキスパートによる検討を求めるかも知れぬと考えスライド写真を含む全実験データの提出を求めた。

此の検討は10月15、16日の両日実験病理学の3人のエキスパート達によつて行はれ提出されたスライド中8枚に悪性の腫瘍が認められた。最終的に全データはF D Aの要求によつてチクロの安全性を研究していた全米科学協会(N A C)と全米科学調査協議会(N R C)特別共同コミッティーに提出され同コミッティーは10月16、17日に開催。F D A関係者から述べられたチクロとサツカリンの混合物は実験が行はれた投与量と条件の下ではネズミの膀胱に癌の発生をうながすと言う意見は全員一致で承認された。

此の様な結果は従来の実験では認められなかつたが、これは恐らく実験に使用された動物の膀胱を今迄試験したことが無かつたためと思はれる。此の臓器に対する影響と言うものはAbbott Labo の科学者達がチクロとコレステロールを二十日ネズミの膀胱に注入した処膀胱腫瘍が発生したと言うことを知つた此の夏迄全く疑いを持たれていなかつた。

此処で再び強調しなければならないことは此の結果が実験に使つたネズミに死ぬ迄(16ヶ月)大量投与を行つたことによりはじめて得られたものであることである。

十分な検討の結果N A C-N R Cの共同協議会は昨17日幹部会議を

開きFDAがチクロを食品添加物の許可リストから除外することを勧告したのである。

Steinfeld 博士によつて指摘された今一つの点は「人間の膀胱癌が如何なる原因によつても増加している兆候は全くない」と言うことである。然しながら Steinfeld 博士によればFDAに居るものとして法的観点或は科学的観点の何からも人間に適用しうる此のネズミによる実験データを看過することは許されない。此の可能性が存する限り一般市民の健康に対する慎重な配慮として事前警告的な措置が講ぜらるべき事を指し示している。との結論に達したのである。

○何が起るか？

ソフトドリンクやパウダー物等 diet タイプの製品の継続的な加工を行つていた製造業者は大部分生産を直ちに中止した。又多くの場合彼等はその製品を流通経路から回収することに同意している。

小売業者は大体どこも消費者からの引取要求があればこれに応じ棚はその儘としているものが多いが、自社倉庫から店に運び込むことを中止し又倉庫への新しい持込みを拒否している。

最も深刻な問題は先週の土曜日(10月18日)迄きちんとFDAの規則を遵守してdietetic c' d fritsの1年間分の生産を終了した季節的な製品を作るパツカー達に関連する問題である。

これ等製品関係パツカーはワシントンに於いて全米缶詰協会(The National Canners Ass'n)の支援のものに23日FDAコミッショナーMr Leyと会談し、Mr Leyはチクロを含んだ全食品は明年2月1日迄に市場から取除ねばならない(合成甘味料を含むソフトドリンク及び小袋入りミックス類は1月1日迄)と言う命令によつて蒙るこれ等業者の問題をFinch長官と協議する旨を約束し

た。但し本レポートを印刷に廻す金曜日(24日)迄の時点で回収時期が変更されるかも知れないと言う公式な意向は出て来ていない。バッカー達は米政府当局がCanadaの保健大臣John munroが発表したチクロ含有食品の回収命令による回収スケジュールと大体同じ様な時間割り(回収時期の指定)を決定することを期待している。

チクロに関するFDAの命令

以下はFDAコミッショナーH.L. Ley Jrが10月17日附官報に発表した全文である。

「Abbott Laboratories から最近報告された動物実験の研究結果及びNational Cancer Instituteのエキスパート、外部コンサルタント並びにNational Academy of Sciences National Reserch Council Food Protection Committeeによる当該研究及び関係データの検討結果を基礎として、コミッショナーはサイクラメート(チクロ)は今后食品用として使用して安全であると一般的に認められないとの結論を下す。

したがってFederal Food Drug and Cosmetic Actの規定により又コミッショナーに附与された権限の下にPart. 121 は次の如く改訂される。

Section 121 101 安全として一般的に認められる物質類としてParagraph(0)(4)から¹Calcium cyclamate (calcium cyclohexyl sulfamate)Magnesium cyclamate(Magnesium cyclohexyl sulfamate)Potassium cyclamate(Potassium cyclohexyl

sulfamate)及びSodium cyclamate(sodium cyclohexyl sulfamate)を除外する。

発効日、本命令は官報記載日を以つて効力を生ずる。

糖尿病や肥満等、病気の食餌療法をその使用目的とするサイクラメート及び人工甘味料を用いた製品は販売継続のためには本法律の薬品関係の規定を遵守する様直ちに表示の変更を行はなければならない。

医療用以外の使用目的のためのサイクラメート含有薬品類は1970年7月1日迄に回収されなければならない。

コミッショナーは人工甘味料を用いた飲料及び一般用として此種飲料を作るために用いられる包装済みミックス類の現存在庫は本法律の発効日から1970年1月1日の間に市場から撤去されなければならないと認める。コミッショナーは更に実質的にサイクラメイト含有量の少い人工的に甘味を付けられた其他食品は1970年2月1日迄に使用/販売を禁止さるべきであると認める。

公正取引協議会常任理事下打合会

日 時 昭和44年10月9日 10.00~12.00時

場 所 日本製缶協会 会議室

内 容 みかん缶詰サイズの問題について

① L.M.S.のサイズをミックスした製品について

② 親子みかんについて

③ SSサイズのみかんについて

出 席 隅野常任理事、北田常任理事。

製缶協 山崎事務局長、日缶協 平野常務理事。

全缶協 中沢。

※ 常任理事会打合せの概要

この常任理事会は蜜柑缶工組後藤理事長から製缶協会の阿江専務理事に対し九州のパッカーがサイズ物の全面JAS受検をしない建前でL.M.Sのミックスものに15%までのブローンを入れた製品をつくりたいとの希望があつたので、これを公正競争規約上で認められないとされるかどうか至急協議会で検討ありたいとの要請があり、また②③の項目についても検討することとなり緊急に開催したもの。

1. L.M.Sのサイズをミックスした製品について

公正規約は表示と中味の問題であり、品質の規制まではやらない建前になつている。また国際規格、輸出検査規格もサイズのミックスは設けられており、ただJAS規格にだけ規定がない。将来人手不足、機械による合理化等でサイズミックスの製品が出回る可能性もあり、その時点で規約第6条の規定にサイズミックスの規定をうたい込むということも考えられるが現段階では業界の99%までがL.M.Sのサイズ別に区分しているのが現状であり、1~2社だけがサイズミックスを造るということは消費者のみかん缶詰に対して不信を抱かせることになる恐れがある。規約には不当表示の禁止として第7条に規定しておりその2項に

『2.事業者は食品かん詰の量目、内容物の個数、価格その他食品かん詰の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。』

という規定がある。これに抵触しないかどうか、公取委の意向をまず打診することになつた。またこの考えは公取委の地方の支所から問題が提起さ

れるといつたことも考えられるので、あらかじめ公取委の意向を聞いておく方がよからうとの考えにもよる。

2. 親子みかんについて

ホロが大小くつついているもの（双子みかん）は一度ではホロ割機でとれないためこれを2回通して処理する必要が生じる。しかしこの手数をはぶくと分離されないままのものが出る。ホロのついた双子みかんは数量的に僅かであるが双子みかんばかりでなくホロの分離困難なものを機械に2回通す手数をはぶき1回で済ませると20%位の数量になる。そこで協議会としてこういうものを認めるかどうか。種々検討を行なつたところ協議会の姿勢としてはこのような製品は好ましくない製品であるとの考えが強く規約第7条2項に抵触しないかどうか公取委の意見を聞くことになつた。

3. S.S.について

S.S.のみのサイズはJ.A.S規格になく内容個数の規定からしてもJ.A.Sは不合格となる。そこで蜜柑缶工組ではS.S.サイズのみかん缶詰を認めないという方針を協議会でとれないかとの意向が寄せられたので検討の結果、これも一応第7条2項に抵触するか否かを打診してみることになつた。しかしこうした問題は蜜柑缶工組自からそうしたものは製造しないようパツカーに徹底を図ってもらいたいとの希望が各常任理事から述べられた。

みかん缶詰の形態についての採点基準

J.A.S採点基準	輸出検査の採点基準
1.軽度のブロークン果粒及び過度のブロークン果粒の合計数が総個数	軽度のブロークン果粒及び過度のブロークン果粒の合計数が10%以下

<p>の10%以下で過度のブローケン果粒の数が内容個数を表わす記号Lのものにあつては2%。Mには3%。Sにあつては4%以下のものは5点又は4点</p> <p>2. 20%以下で過度のものが10%以下のものは3点</p> <p>3. 30%以下で過度のものが15%以下のものは2点</p> <p>4. 30%をこえるもの、過度のものが15%以上のものは1点</p>	<p>でかつ過度のブローケン果粒の数が</p> <p>2%以下のもの a'</p> <p>20%以下で10%以下のもの b, b'</p> <p>b' をこえるもの c</p>
	<p>(混合詰)</p> <p>粒揃採点基準</p> <p>極端に大きな果粒と極端に小さな果粒のみが詰め合わされている</p> <p>b, b'</p>

内販みかん缶詰対策について全缶協 会員に徹底

9月30日の果実部会で蜜柑缶工組の方針に協力していくことを申し合せたが、販売業者の立場から全缶協の手印ブランド所有会員に周知徹底を図るべく、10月8日付で次の文書を送付協力の要請を行なった。

会 員 各 位 殿

全国缶詰問屋協会

「内販みかん缶詰対策について」お知らせの件

拝啓 秋冷の候貴社ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、内販向けみかん缶詰につきましてはいよいよ新物生産時期も迫つて参り準備ご多用のことと存じますが、すでにご高承の通り新物みかん缶詰から日本蜜柑缶詰工業組合では①ホールものについては全面的にJASの検査を受けること。②ブロークンについては、品質基準に基づいて製造するとともに統一意匠の印刷缶を使用すること。③4号缶にはブロークンを詰めないことなど重要事項を決定し実施することになりました。これらの決定を見るまでには同工組の内販対策委員会と全缶協果実部会、規格部会との慎重な協議が重ねられてきたことは申すまでもありませんが、去る9月30日、さらに最終的意見の統一を図る意味で果実部会を開催し、販売業者の立場にある全缶協として同工組の要請に対する協力体制について協議致しました。

その結果

- ① ホールものの全面JAS検査に協力する。
- ② ブロークンの意匠統一については「原形の2分の1以上の果肉粒であること、ただし原形の2分の1以下の果肉粒の混入は固形量の15%までとする」の品質基準が厳守されることを条件として協力する。
- ③ 早生みかん缶はJAS適格の原料が出回る時期まで早積みは自粛する姿勢で臨む。

以上の点が確認されました。

つきましてはみかん缶詰の手印ブランドご所有の会員店各位におきましては、本年度から内販みかん缶はホールものの全面JAS受検およびブロークンの統一意匠による印刷缶の使用の徹底が図られることとなりますので何卒ご協力賜わりたくお願い申し上げます。

なおブロークンの品質基準につきましては現在の公正競争規約では規則第3号別表3形状で『切損し若しくはつぶれた果肉粒であつて、原形の2分の1以上をもつ果肉粒にあつては「ブロークン」と示すこと』とありますが、果肉断、細片の混入許容量は固形量の15%までとが申合わされこの件については別紙公取委景表課長名をもつて譲承されておりますので、念のため申し添えさせていただきます。その他の事項は同封の蜜柑缶工組作成の資料をご引見賜わりたくお願い申し上げます。

まずはお知らせまで。

敬 具

部 発 第 1 5 9 号

昭和44年10月4日

会 員 各 位

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

早生みかん缶早積み自粛ご協力お願いの件

拝啓 ますますご清栄にて大慶に存じます。

さて、去る10月3日付、部発第158号「内販みかん缶詰対策についてお知らせの件」にて、ご連絡申しあげた通り、本年の新物みかん缶詰から①ホールものの全面JAS検査②ブロークンの統一意匠による印刷缶の使用③4号缶にはブロークンは詰めない④早生みかん缶の早積みは自粛することにつき日本蜜柑缶詰工業組合側の決定方針に沿って当協会も全面的に協力することが30日の果実部会において確認され、手印ブランドご所有の全缶協会員店各位にご協力のほどお願い申しあげましたが、新物製造を

目前に控え、特に早生みかん缶詰の早積み自粛に関し、当協会内部において同一歩調をお取りにならない向きが一部にあるやにうけたまわっておりますので、ここにあらためて自発のご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

本年度新物みかん缶詰は製造に入る以前からすでに原料高値増産の気配濃厚であると見受けられており、こうした時点で早生みかん缶詰の早積みを競うことはさらに原料高値に拍車をかけることとなり全く危険であると申すほかありません。

このたびホールものの全面JAS検査を実施することになりましたのも、品質の向上だけが目的でなく、原料価格、製品価格の安定を図る意味においてもみかん缶詰の将来のため、ひいては缶詰業界全体のため生販両者が心を合わせ積極的に推進して参らなければならない内容であると存じます。お聞きするところによりますと早生みかんはJAS適格の原料でないため、JASマークをつけない製品を製造市販したいとの希望をお持ちの向きがあるとのことですが、原料、製品価格の安定化、品質の向上に業界あげて一丸となつて協力体制でいるとき、このような非協力的事態が起りましては業界全体の大きな損失になることは申すまでもありません。業界をリードする全缶協の立場からもブランドご所有の全会員店各位のご協力と強い団結を賜わりますようお願い申し上げます。

つきましては早生原料はブロークンまたは果汁用に振り向けられるようご配慮いただき、原料完熟状態に入りJAS適格の時期到来まで、いましばらくお待ち願ひ、ホールものの全面JASが実現されますようお願い致します。このご協力なくして原料価格の安定化も、製品価格の正常化もあり得ないと存じますので何分ともご高配賜わりたく、まずはお願いまで。

敬 具

マツシユルーム缶詰は無漂白で

9月10日の在京蔬菜部会でマツシユルーム漂白問題を検討の結果、全員が無漂白の一本で足並みが揃うならば異存はないとの結論から、9月13日付で全国マツシユルーム缶詰協議会、日本農産缶詰工業組合に要望書を提出（月報9月号掲載）したが、これによりメーカー側は部会を開き全缶協の主旨通り無漂白で進めることになった旨次のような連絡を寄せてきた。

昭和44年10月4日

全国缶詰問屋協会

会長 浅井二郎 殿

日本農産缶詰工業組合マツシユルーム部会

部会長 大平秀雄

全国マツシユルーム缶詰協議会

会長 高草木雅雄

マツシユルームかん詰に関する件

拝啓 益々ご清昌の程お慶び申し上げます。

陳者

昭和44年9月13日付でお申し越しのあつたマツシユルームかん詰の漂白に関しては、当方においても慎重に検討した結果、今後は漂白を行なわないことを申し合せましたので、製品のお取扱いについても是非貴会会員の方に周知徹底方お取り計らい賜わり度お願い申し上げます。 敬具

公正取引協議会常任理事会 (打 合 会)

- 日 時 昭和44年10月22日 16.30～18.30時
- 場 所 日本缶詰協会 応接室
- 議 題
1. 印刷空缶在庫調査の件
 2. 常任理事会方針決定の表示運用基準について
 3. 市販品の表示調査実施(案)について
 4. 規則基準事項
 5. 神奈川県横浜消費センターよりの要望について
 6. 合成甘味料表示について
- 出 席 隅野、阿江、北田 3 常任理事、
平野、山崎、渡辺の各氏。

※ 打 合 会 の 概 要

1. 印刷空缶在庫調査の件

改版作業は順調に進められているが、附則の2の期日(旧表のままに製缶し得るもの)を12月末までとする。

2. 常任理事会方針決定の表示運用基準について

さけの表示については北海道においてさけ、ますの別を邦文で示すようにされたいと消費者から指摘されているが、この件についてはいままで十分に検討してきた内容であり、大手水産会社の意見などを求めたうえで次回さらに協議することになった。なおその他すべての運用基準は8団体間で検討のうえ次回にもちより打合せすることになっている。

3. 市販品の表示調査実施(案)について

表示調査については公取委にも若干の予算が取つてあるといわれ、従つて実施までの実務は日缶協事務局において行なうことになつた。実施(案)は次の通り。

1. 主 催 取引協議会 公取委
2. 開催予定日 11月中旬
3. 開催場所 東京(公取委会議室)
4. 対象品目および数量

(取引協議会事務局にて110点購入)

① 水産缶詰

水煮10点、味付8点、野菜煮7点、油づけ、調理食10点
計35点。

② 農産物缶詰

水煮10点、味付5点、甘煮5点、シラップづけほか20点
計40点。

③ 畜産物缶詰

水煮5点、味付5点、野菜煮5点、コンビーフほか調理食10点
計25点。

④ その他缶詰および輸入品

米飯、ジャム、ペースト、ソース類、計10点。

5. 予 算 18,000円(たゞし品代金のみ)

6. 展示要領

① 展示品リスト作成(表示の改正点を説明)

② 午前 計器判定(品質判定実施)

③ 午後 展 示(デイスカッション)

7. 案内予定先

消費者団体、農林省、経企庁、厚生省、各組合、製造、販売、輸入
製缶、各業者。

4. 規則基準事項

〔みかん缶詰の表示について〕

みかん缶詰にあつてJAS規格にない製品すなわち一般的形状と見られない製品の表示について協議したが、その内容は次の通り。

- ① 小粒（SS）サイズのみのも
- ② 双子のもの
- ③ 丸みかん（外果皮を除去したもの）
- ④ L、M、S各サイズ混合のもの
- ⑤ L、M、S各サイズとブロークン（20%程度）を混合した
もの。

以上に対する協議会の考え方は次の通りである。

- ① 規約における形状の考え方はJASに規格基準の規定されているものを一般的形状としているので上記のような一般的形状とみられないものについては内容物を適格に表わす表示をすべきである。
- ② 表示のないものについては規約第7条第2項を適用し、不当表示として指摘される。
- ③ 公取委で直接摘発する場合は少くとも警告の対象となる。
- ④ 表示については業界用語をさけ一般消費者が判りやすい用語により示すべきであり、統一された表示基準を検討する必要がある。
- ⑤ 各サイズの混合品については配合割合が示されることが望ましい。
- ⑥ 缶マークについては輪検、消費経済ともに具体的案を示していないが、今後関係者において協議すべきである。

なお協議会としてはなるべく蜜柑缶工組においてこれらの製造は避け

られない希望をもっている。

5. 横浜消費者センターの要望について

神奈川県横浜消費者センターよりスズ溶出問題等に関連し、缶胴に開缶後の保存方法等について表示されるよう、その善処方を要望されている件につき協議したが、これは協議会で取りあげるべき問題でないとされた。しかし業務用などには説明が望ましいという声があり、業者の自発的な実施に期待している。

6. 合成甘味料の表示について

今回のチクロ問題により合成甘味料の表示がクローズアップされてきたが禁止になつたものを表示することはナンセンスであり、蜜柑缶工組においても「チクロは使用せず」の説明はしないことに申合わされたといわれ現行通りの表示に意見一致した。

農村加工特産品の生産、 販売に関する講習会

1. 目 的

みかんの生産増にともない消費の拡大をはからねばならないが、近時食生活の多様化、高度化によつて加工製品の需要は年々増大しつつあるので、これに対応してみかん加工の進展をはかるため、生産者団体ならびに加工業者等関係者の参集を求め講習会を開催する。

2. 主 催

九州農政局、大分県

3. 後 援

九州、山口地区輸出みかん缶詰原料取引改善協議会

4. 期 日

昭和44年10月24日 9時30分

昭和44年10月25日 12時

5. 場 所

別府市餅ヶ浜 ホテル北泉

TEL 3-6111

6. 参 集 者

各県みかん生産、加工関係担当者

各県みかん生産者団体関係者

各県みかん加工業者

7. 講 習 内 容

第1日(10月24日9時30分～17時)

(1) 九州みかんの現状とその見通しについて

九州農政局農政部長 高崎 謙三氏

(2) かん詰、びん詰製造工場の現状とその近代化について

農林省企業流通部企業振興課 課長補佐 難波 靖尚氏

(3) みかん加工需給の現状とその見通し

全国缶詰問屋協会 会長 浅井 二郎氏

第2日(10月25日 9時～12時)

(1) 缶詰、びん詰加工工場経営の理論と実際

大阪工業経営研究所長 中谷 敬三氏

(2) 質疑応答

【註】 なお、浅井会長の講演要旨は次号に掲載します。

(第12回) 缶詰キャンペーン委員会

日時 昭和44年10月17日 1300～4.00時
場所 電通 13階プレゼンテーションルーム
議案 ①テレビ・雑誌等媒体宣伝の経過報告の件、②朝日・女性教室およびフルーツショーの経過報告の件、③司厨士関係ティアップ企画検討の件、④10月以降の宣伝スケジュール案検討の件、⑤その他の件、⑥パンフレットの使いみち、⑦会計状況、⑧記者会見

※ 打合会の概要

電通側より現在まで実施して来たキャンペーンの経過報告を中心に話し合いがなされたが、その内容は次の通りである。

なお記者会見は一応中止することに決定した。

<基本方針について>

昭和44年度缶詰キャンペーンは、次の基本的態度を確認して出発した。

- (1) 缶詰知識の普及を主眼として、販売促進に寄与するよう展開する。
- (2) テレビを中心に展開する。
- (3) 本年度はキャンペーンを単発的なものとせず、全年的な展開を考慮する。以上より、本年度キャンペーンについてはスケジュールを次の3つのブロックに分けて考えている。

第1期 44年 6. 7. 8. 9月

第2期 44年 10. 11. 12月 45年1月

第3期 45年 2. 3. 4. 5月

従つてこの中間報告は、この区分によつて述べてゆきます。

< 第 1 期 の 実 績 >

テレビ番組

- (1) 「QアンドQ」 TBS系にて7月8月前半提供
- (2) 「勝抜きスピードクイズ」 CX系にて8月中提供

テレビ・スポット

- (1) お中元・集中スポット 東京、大阪、名古屋、3地区にて実施

テレビ・パブリシティ

- (1) 「青島のワイド・ショー
ナンでも カンでも 缶詰」 NTV系にて 9月12日放送
- (2) その他、ドラマ番組、料理番組にて パブリシティを展開

テレビ・コマーシャル

- (1) 「缶詰知識コーナー」(生コマーシャル) 提供番組に使用
- (2) お中元用として、CFを2本製作した

< 第 1 期 計 画 で 実 施 に 至 ら な か っ た も の >

オープニング・セレモニー

- (1) 記者会見

ホテル・ニューオータニで実施を決定しているが、パーティのメ
リット立案の不備、加えてスズ問題の発生によりのびのびとなつ
ている。

- (2) 一般消費者招待

前記同様の理由で実施に至っていない。

パンフレット

(1) 「いつでも どこでも缶詰」

知識普及の魅力的パンフレットもほぼ編集を終っているが、これもスズ問題で一時中止の状況である。

< 第2期として着手したもの >

テレビ番組

(1) 「チータ 思い出の歌」 KTV系(CX系)にて10.11.12月提供

テレビ・コマーシャル

- (1) 番組提供用CF フル・シーズン使用を目的としてアニメーション手法で製作
- (2) 企業紹介CF カセット使用を目的として製作したフィルムを転用

映 画

- (1) カセット 企業紹介フィルムを製作中。既に「カニ」「マグロ」「果物」完成。現在「食肉」「缶体」「サケ」製作中

雑 誌

(1) 「婦人生活」缶詰キャンペーン協力編集企画

- 11月号に明治屋、明菓のみ
- (10月、12月なし)

テレビ・コマーシャル

- (1) お歳暮集中スポットCF 1本作製
企画案 別途提案
- (2) 企業紹介CF 先述の6本にひきつづき「鮎」「蔬菜」「ホーム・パーティー」「輸出」「研究所」Etcの企画立案中

映画

- (1) カセット ○企業紹介CFと同じ
カセット(大沢商会のテクニ1,000)
¥175,000で購入しなくてはならない
- カセット完成の上は、セールス・プロモーション企画を推進していく
- (2) PR映画 来期予算ひきあてとして企画案検討中

パンフレット

- (1) 「いつでも どこでも 缶詰」
スズ問題で停頓しているが、早急に進行させたい

雑誌

- (1) 「婦人生活」缶詰キャンペーン協力編集企画
- 新年号に、日水、山陽堂、大洋、明葉、出稿
- 2月号 なし
- プロモート續行中
日魯、キュービー、日冷、森永、三井、関東缶詰、野崎、カゴメ、静岡柑橘組合連合会、等
- 出稿なし

雪印食品、極洋、宝幸、北洋、国分、東食、
トーマン、はごろも、清水食品、ほてい、
等。

< 第3期の企画として >

テレビ、パブリシティ

- (1) ワイド、ショーとのコンタクト
- (2) 料理番組とのコンタクト

12chクッキング、サロンを予定

- (3) その他の番組とのコンタクト

セールス、プロモーション企画

- (1) カセット、パンフレット活用の企画立案実施

来期企画の準備

会 員 消 息

広瀬 清 氏ご逝去

佛祭原取締役業務部長広瀬清氏（全缶協西部政策調査部会長、規格、蔬菜副部会長）は吹田市新千里病院に入院加療中のところ膵臓癌のため10月19日午前2時24分死去。享年59。

葬儀はお通夜10月20日午後7時～

告別式 21日午後1時～2時

東大阪市小若江310の自宅でしめやかに執り行なわれた。

なお全缶協を代表して野田副会長が葬儀に参列した。

〔 電話番号変更 〕

※ ㈱富士商会立川支店（立川市富士見町5丁目8番16号）の電話番号は10月9日から電話増設のため変更となった。

新番号 立川（0425）（22）3124 代表～6番

関 係 団 体 報 知

〔 電話局番変更 〕

※ 社団法人静岡缶詰協会（清水市富士見町2丁目13）の電話局番は10月24日から変更した。

清水（0543）53-0191（代表）

